令和７年第７回佐伯市教育委員会会議録

１　日　時　　令和７年８月 20 日（水）
　　開会 16 時 00 分　　閉会 17 時 25 分
２　場　所　　佐伯市役所本庁舎　６階　第１委員会室
３　出席者の氏名
　教育長　宗岡　功
　委　員　平井　國政　　委　員　山口　清一郎
　委　員　藤崎　郁　　委　員　廣田　有加
４　事務局
　教育部長　久々宮　克也
　教育総務課長（以下「教総課長」という。）　安部　洋子
　学校教育課長（以下「学教課長」という。）　柳井　慎也
　社会教育課生涯学習推進係課長補佐兼総括主幹（以下「社教補佐」という。）　戸高　直人
　社会教育課生涯学習推進係総括主幹　渡辺　公広
　体育保健課長　藤原　直也
　本日の書記　　総括主幹　河野　晃己　　副主幹　多田　健二
５　付議した議案　　５件
６　報告事項等　　２件
７　その他　　１件
８　傍聴人　　０人

開会・点呼

教育長　　開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
　　本日は、全委員が出席です。

教育長　　ただいまから令和７年第７回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長　　前回の会議録の署名委員ですが、藤崎委員にお願いしたいと思います。
　　また、今回の会議録は、事務局職員の多田が作成をします。

教育長の報告

　　なし

会期の決定等

教育長　　本日の教育委員会会議はお手元に次第をお配りしていますけれども、議案の追加がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　今次第をお配りしていますが、この次第とは別に議案第40号ということで、教育委員会事務局職員の人事に関する議案をお配りさせていただいています。この議案第40号を追加で提出させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

教育長　　事務局から説明がありましたけれども、本日の議事に議案第 40 号として佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動についてを追加したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

各委員　　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　　それでは、本日の議事に議案第40号を追加することといたします。本日の会議の終了は、17時を予定しています。

教育長　　初めに会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。議案第 36 号及び先ほど追加しました議案第 40 号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第7項ただし書の規定により、これらを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。議案第36号及び議案第40号は公開しないということでよろしいでしょうか。

各委員　　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　　それでは、議案第36号及び議案第40号は、非公開といたします。

教育長　　本日の議事等進行は、初めに非公開による議事、議案第 40 号、そして議案第 36 号を行い、そののち公開による議事、議案第 37 号から報告第３号まで及びその他（報告事項等）を行いますのでよろしくお願いします。

議　　事

【議　案】

議案第36号　佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会委員の委嘱又は任命について

議案第37号　佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問について

議案第38号　令和７年第６回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

・令和７年度佐伯市一般会計補正予算（第３号）

議案第39号　令和７年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告につい

て

議案第 40 号　佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

議案第 40 号　佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長　　先に非公開と決定しました議事、議案第 40 号及び議案第 36 号を行います。それではまず、議案第 40 号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動についてを説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 36 号　佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会委員の委嘱又は任命について

教育長　　それでは次に議案第 36 号佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会委員の委嘱又は任命について、安部教育総務課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

議案第 37 号　佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問について

教育長　　それでは次に議案第 37 号佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問についてを行いますが、ここからは会議を公開して行いますので、関係職員の入室あるいは傍聴人の入室をお願いします。

教育長　　それでは、安部教育総務課長から説明いたします。

教総課長　　議案第 37 号佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問について説明させていただきます。

この議案は、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問について、佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会条例第２条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

この協議会や諮問のことについては、先ほどの議案の際に説明させていただきましたので、この議案の説明につきましては、諮問書を読み上げ、議案の説明とさせていただきます。１諮問事項は、佐伯市立小・中学校の再編計画（案）の作成について。（１）として、佐伯市立小・中学校の再編整備の具体的な方策について、（２）として、再編の期間についてです。

次に２の諮問理由は、全国的に少子化が進み、また、本市においても人口減少、少子化による児童・生徒数の減少が著しいことから、本市教育委員会では令和３年12月に佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会に諮問を行い、同協議会からの答申を踏まえ、令和５年５月に佐伯市立小・中学校の今後の在り方（適正規模・適正配置）に関する基本方針を作成しています。しかし、小学校においては３割を超える学校がその基本方針に定める適正規模の標準を下回っており、中学校においても学校の小規模化が進んでいることから、学校運営などに様々な影響を及ぼすことが懸念されています。また、学校施設の老朽化対策も急務となっています。

本市教育委員会といたしましても、より良い教育環境を整備するためには、一定規模の児童・生徒数を確保し、適正な教職員数を配置するなど、この基本方針を踏まえながら、具体的な再編計画を策定し、学校編成を進めていく必要があるものと考えます。

以上のことから、佐伯市立小・中学校の再編計画（案）の作成について、貴協議会に諮問するものであります。

３の答申期限は、令和９年２月末日としています。

以上で議案第 37 号佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会への諮問についての説明を終わります。

教育長　先ほどメンバーが決まりました佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会に教育委員会として諮問をする内容の案であります。一つは小・中学校の再編整備の具体的な方策について、二つに再編の期間についてということであります。審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いします。

山口委員　令和５年の教育委員会のデータ、適正規模の在り方を検討したとき以上に少子化が進んでいるということで、もう一度見直しをするということですか。

教総課長　昨年、一昨年度は二百人台の出生者しかいませんでしたので、もう急激に進んでいるということで、ここで話し合っていくというような形になります。

教育長　それでは、議案第 37 号の承認についてお諮りいたします。議案第 37 号について提案のとおり承認でよろしいでしょうか。

各委員　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　議案第 37 号については、提案どおり承認といたします。

議案第38号　令和７年第６回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長　　それでは次に議案第 38 号令和７年第６回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見についてを議題といたします。令和７年度佐伯市一般会計補正予算（第３号）について、関係課長から説明いたします。まず初めに安部教育総務課長から説明をお願いいたします。

教総課長　　議案第 38 号令和７年第６回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、令和７年度佐伯市一般会計補正予算（第３号）を御説明いたします。

この議案は､地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

今回の補正予算は、一般会計において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億 3,553 万 8,000 円を追加しています。そのうち、歳出の教育費については、7,332 万 4,000 円を減額補正しています。

それでは、各課における主な補正内容について説明いたします。まず教育総務課からです。

資料の 17 ページを御覧ください。このページは歳入です。へき地児童生徒援助費等補助金（通学費補助金）213 万円とありますが、これは学校統合の行われた年度又はその翌年度から引き続き通学費を負担することとした小・中学校の児童生徒の遠距離通学に係る経費を５年間補助する国庫補助で、補助率は２分の１となっています。令和５年度末をもって閉校した青山小学校の児童が令和６年度から統合先の下堅田小学校に通うためのスクールバスやスクールタクシー等に係る経費や令和６年度末をもって閉校した離島の小・中学校の児童生徒が統合先の学校に通学するための経費の令和７年度支出分に係る補助金となっています。学校施設環境改善交付金 1,035 万 3,000 円の減額は、市内全中学校 12 校の特別教室２教室程度にエアコンを設置する費用に対する国庫補助金が６校分しか採択されなかったための減額となっています。教育環境整備等指定寄附金 50 万円は、佐伯鶴岡高等学校同窓会から中学生の育成のための備品を購入して欲しいと寄附を受けたものです。教育債の小学校廃校施設等解体事業債 7,260 万円は、旧尾浦小学校解体工事に係る経費が公共施設等適正管理推進事業債集約化・複合化事業に充当可能になり、補正したものです。充当率 90％となっています。中学校エアコン整備事業債 2,900 万円の減額は、先ほど説明しました国庫補助対象の６校分の補助金の残額に防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債を充てるためのものです。過疎対策事業債、中学校エアコン整備事業債 3,840 万円は、国庫補助が採択されなかった６校分のエアコン設置に係る経費について、過疎対策事業債を充当するものです。

次に歳出に入ります。66 ページから 81 ページまでの歳出については、奇数ページの右側にある支出内訳の欄に数字がないものは、各課共通して、全て財源更正となっていますので、詳しい説明は省略させていただきます。

義務教育振興事業－ＧＩＧＡスクール第２期整備事業 418 万 4,000 円は、小学校の校務用端末を新規にリースするに当たり設定作業に対する経費等を補正しています。小学校スクールバス運行事業 130 万 7,000 円は、昨年度まではスクールタクシーを利用せず、保護者の送迎で間越から米水津小学校に通学していた児童がスクールタクシー対象地域であるため、その利用を希望したことによる経費の計上などによるものです。公共施設等総合管理計画推進事業－小学校廃校施設等解体事業の 6,181 万 2,000 円の減額は、旧尾浦小学校解体工事の契約金額が予算額を下回ったことによるものです。中学校一般管理事業は、歳入で説明しました寄附金を活用し、中学校に電子黒板を購入するための備品購入費を計上しています。中学校スクールバス運行事業 141 万 4,000 円は、小学校の同事業同様で、間越から米水津中学校に通学するためのスクールタクシーの運行経費などのためです。

次に債務負担行為の変更についてです。ロイロノートスクールライセンス使用料については、当初、令和７年度中に、令和８年度から令和 12 年度までの使用料を学習用タブレットと同様、一緒に共同調達で調達する予定としていましたが、児童生徒数の減少が大幅に見込まれるため、単年度ごとの契約に変更するためのものです。ＧＩＧＡスクール校務用端末リースは、令和８年度から令和 12 年度分までを１億 1,722 万 1,000 円から 9,326 万 6,000 円に、仕様変更等に伴い変更しています。

以上で、教育総務課分の説明を終わります。

社教補佐　それでは、社会教育課における９月の補正について説明を申し上げます。

まず歳入の予算です。17 款、寄附金の区分２指定寄附金における図書館指定寄附金 1,000 万円でございます。これは、令和７年、今年の６月２日に株式会社三浦造船所様から図書館所蔵用図書の購入と図書館機能の充実に役立ててもらいたいという旨の寄附金があり、それを歳入予算化したものでございます。続いて歳出でございます。基金管理費のうち、区分２の佐伯市立図書館図書購入基金積立金でございます。これは、先ほど歳入で申し上げました 1,000 万円の寄附のうち、また後ほど御説明いたしますけれども、今年度、令和７年度に歳出予定の 549 万 7,000 円を差し引いた 450 万 3,000 円を令和８年度以降の図書館の所蔵図書の購入に充てるために基金に積み立てるというものでございます。続きまして、１目社会教育総務費、区分１の歴史資料館管理事業、需用費を 356 万円増額計上しております。これは歴史資料館で使用される令和７年度中の電気料金の不足が予想されるため、その不足分について増額補正をしているということでございます。財源は、全て一般財源ということになります。次に、３目図書館費、区分１の佐伯市立図書館寄附金事業でございます。これは先ほど申し上げました寄附金の今年度使用する事業で、この事業は先ほど図書の購入以外に図書館の機能の充実というふうに御説明しましたけれども、三浦造船所様と協議をいたしまして、図書館の中の学習室の机、椅子等の設備に今年度充てるために、この寄附金事業で予算化したものでございます。需用費の方で５万円、備品購入費で 544 万 7,000 円、合計 549 万 7,000 円を計上しております。財源は、全てこの寄附金で賄うということでございます。

以上で社会教育課の部分について説明を終わります。

教総課長　　これで令和７年度佐伯市一般会計補正予算（第３号）の説明を終わります。

教育長　　それでは、今説明がありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

山口委員　　76 ページの電気代ですが、電気代はやっぱり上がっているのですか。使用単価が上がっているのか。あともう一点、1,000 万円の図書費の寄附をいただいたということですが、以前から非常に図書館の老朽化が問題になっていますが、三浦造船所さんから図書館を新規になど、そういう話はなかったのですか。

社教補佐　　まず歴史資料館の電気代でございます。当然いろいろな物価高騰の折で電気代も上がっているのですけれども、昨年の８月頃から、だんだん上がり出して、電気代、電力使用量が非常に大きくなっています。その原因を調べたのですが、それが今もわかっていないというような状況でございます。今、電気会社や専門的な方にお願いをして調べているのですが、これが原因ではないかというのは今のところあるんですけれども、それを改修するのに一体どれぐらいの費用がかかるのかというのもまだ全然これからでございまして、それが原因かどうかもわからない状況ということで、とりあえず電気代を支払うことができないということはあってはなりませんので、ここで補正をさせていただいているというところでございます。全体的な電気料は他の施設と同様上がっているのですが、それだけではない問題が歴史資料館の方にはありまして、今それを調査も含めて行っているという状況でございます。

社教補佐　　昨年度、これからの佐伯図書館の在り方ということで協議をさせていただいて、いろいろな御意見をいただいております。それを受けて、庁内の中で今後、図書館をどうしていくのかということを検討していくというような御説明をさせていただいているのですが、まだ庁内の方では、市長交代ということもあり、まだその具体的なお話はしておりません。これからその話をして、また、いろいろな御意見いただいておりますので、設備、施設等関係ない部分については早速いろいろな部分でやっていこうということで図書館の方と話をしております。

今回、三浦造船所様からいただいた寄附金は全て備品ということでございまして、今後、新しい図書館を建て替えようとか、あるいはそのままであれ、どういう状況においてもその購入した物は全てこれからも活用できるという視点を持って、今回三浦造船所様と協議をして、また図書館の方の事情もくみながら、今回そのような備品の購入に至ったということでございます。

山口委員　　せっかく今基金に何百万円を図書購入費として積み立てて、それだけの費用をかけて図書館に増書をしていくのであれば、ある程度設備面も、新規を含めて、子どもたちの学びの場を改善していくためにも、前向きに進めていただけたらと思っています。

教育長　　よろしいですか。

それでは、議案第38号についてお諮りいたします。議案第38号令和７年度第６回佐伯市議会定例会に提出する議案については、異議なしということでよろしいでしょうか。

各委員　　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　　それでは、議案第38号については、異議なしとします。

議案第39号　令和７年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について

教育長　　次に議案第 39 号令和７年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告について、河野総括主幹から説明をいたします。

事務局　　それでは説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第１項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。この規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。

この評価報告の内容につきましては令和６年度の実績が対象で、評価項目につきましては令和５年３月に策定いたしました「さいき“まなび”プラン 2023」に基づく施策について設定しております。「さいき“まなび”プラン 2023」では、『「人が学び、人が活き、人が育つ持続可能な教育」の創造』を全体目標とし、七つの重点施策と六つの基本目標を達成するための 18 項目を設定し、その目指す目標を示しています。これに基づきまして、まず所管する課が自己評価を行い、その後内部評価を教育委員会事務局内で実施し、その評価について５人の外部評価委員の方をお呼びし、その方々に意見や助言等をいただいております。外部評価委員からの意見につきましては、報告書の 102 ページから 104 ページまでに記載しております。

評価方法につきましては、「令和６年度の施策に対する評価」は施策全体で評価するため、「取組の成果に対する評価」と「目標指標の評価」の合計の値から自動的にＡＢＣＤの区分で評価しています。令和６年度の「取組の成果に対する評価」と「目標指標の評価」の合計が８以上であればＡ、６以上８未満であればＢ、４以上６未満であればＣ、４未満であればＤというランク付けをしています。

それでは、評価結果について概要を説明させていただきます。

＝　各施策について、資料を基に説明　＝

以上で評価結果についての説明を終わりますが、詳細につきましては、報告書を御覧いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

教育長　それでは、説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

山口委員　資料の 34 ページです。学力に対して、大分県の平均が全体的に下がっているということが新聞にも出ていましたけど、研究会などでいろいろな学校に行くのですが、タブレットがいいかどうかわかりませんが、必ずタブレットを使ってこうだという中で行っていて、タブレットを使って生徒に教えていますけど、それが習熟度につながっているかどうかをきちんと検証をして、それが定着につながっているかということを見極めていく必要性があると思います。

それと 38 ページ、これも先ほどの図書館の件ですけど、本に親しむということをお願いしているので、１か月に１冊の本も読まないというのは。形から入るということが全てとは言いませんけど、例えば、今、桜ホールとか学生がそこで勉強していますよね。テーブルで。形があるとやっぱりそういうふうに勉強しようという一つの形になっていると思うんです。図書館も、本の楽しみとか、そういった親しみやすさを形から入っていくことによって、本を読むということの形も変わっていくのではないかなと、私は個人的にはそう思います。まずそういった部分を考えてもらえたらと思います。

教育長　ありがとうございました。最初のタブレットの習熟につながっているかどうかというところについて学校教育課長どうでしょうか。

学教課長　授業の中でどれだけ学習内容が定着できるかというのは、非常に大きなところだと思います。授業を見に行っても、学習したことを活用してやっていく時間というのはなかなかとれていないところかなっていうふうに感じるところがあります。それをまた家庭学習、そして、校内での補習につなげていくというところ、そこは本当に重要なところだと思います。これをまた紙でやるのか、タブレットでやるのかというところで、習熟の度合いがどんなものなのかというところは、本当にしっかりと探らなければいけないなというふうに思っているところであります。

管内の学校で成果を上げている学校というのは、かなり先生も付き添いながら子どもと一緒にしているという実態もわかっているところがありますので、今、教科書のデジタル化というところも議論されているところですが、デジタルの使い方というところ、そこについてもしっかりと探っていきたいなというふうに感じているところであります。

教育長　市立図書館の読書に親しむ環境整備について、指定管理の考え方や取組など何かあれば、社会教育課はお願いします。

社教補佐　今回特に予算の方に計上させていただいた学習室の机、椅子の整備、図書館の職員の皆さんと話をしたところ、その辺を充実すると中高生の利用者が増えてくると、そこで図書館がより近くなり、また読書の推進が図れる、不読率を低下できるのではないかというふうに考えているというところもございます。また、先ほど桜ホールの方で子どもたちが学習している姿があるという話の中で、ナカバヤシ株式会社さんが今、指定管理で入っていますが、図書館の職員の皆さんが桜ホールと連携をして、非常に中高生が集まる中で、桜ホールに本を置いて、本を手に取りやすい環境を桜ホールの方にできないかということで、今、桜ホールと協議をしております。桜ホールの方も非常に前向きにとらえていただいています。図書館も人数が少ない中で運営していますので、その辺のやり方を今協議しているというような状況でございます。周りの公共施設等との連携を図りながら、読書の推進を図っていこうというような取組も、ナカバヤシ株式会社さんの方からそういうお話をいただいているというような状況でございます。

教育部長　１か月に１冊も本を読まない児童生徒の割合ということについては、学校によって捉えが違ったところがあって、学校の中では多分、本は読んでいますが、質問が家庭でか、学校でかというところの判断がはっきりしない部分がありました。この数字以上に、学校では本を読んでいるという捉えをしています。

それとやはり全国的な調査の中で学力の高い子は家の中の蔵書数がかなり影響しているということの中で、ＰＴＡに働きかけながら、家庭の中から読書の習慣をつけていきたいという考えでやっています。それから、先ほど言った三浦造船所さんからの寄附金をいただいた部分の中で、備品を整備するという中の一つに、図書館の中に机と言いますか、仕切られた空間のカウンターみたいなものを置いて、今、桜ホールの丸テーブルでしているところを、勉強に特化できるような形の机を図書館に整備して、桜ホールの高校生達を図書館にも呼び込もうという形で今、備品を整備するという形にしています。

藤崎委員　桜ホールがとても人気を博しているのは、桜ホールは飲食ＯＫですよね。それがすごく高校生とかには、大きいのではないかなと思います。もちろん図書館は図書が汚れるなどいろいろあると思いますが、垣根を下げるという意味では、飲食をＯＫのところがもう絶対に強いかなと思いますので、その辺も含めて、どういうふうにしていったらいいのかということを考えていただけたらなと思います。

教育部長　図書館の在り方を検討する中でアンケートをとった中に、やっぱりそういった部分とか、あと高校生が勉強するのに図書館はちょっと閉館時間が早いものですから、桜ホールは午後 10 時までやっているという形の中で、図書館の開館時間についても今後検討する必要があるなというふうに考えています。

教育長　図書館は、飲食禁止ですか。

社教補佐　今回、机、椅子を整備しようとしています学習室は、飲食を許可しております。子どもたちが勉強しながら、飲んだりとかいうこともできるような体制を整えております。

藤崎委員　Ｗｉ－Ｆｉはとんでいますか。

社教補佐　Ｗｉ－Ｆｉも、できるようにしております。

平井委員　評価の方法ですけど、数値化しているものはわかるんですけど、取組の方ですが、評価３とか４とかありますけど、これはどうやって決めているのですか。

教総課長　この部分につきましては、担当課の方で一度自分たちが取り組んだ成果を評価し、その後、内部評価ということで教育長、部長含めた形でまた評価を行い、さらに、成果の内容について外部評価の皆様に御説明し、意見等を伺って、決定したというような形になっています。

３ページに「主な取組」のところで、言葉的には目標の達成に向けた取組に対し、大きな成果が見られたら５、成果が見られるが４、成果が見られつつあるが３、課題が多く成果がみられないが２、進捗がみられないが１というふうな形に基本的には決めています。

平井委員　それはわかるのですが、何で３で、何で４だという、その根拠は。

教総課長　そこは担当課という部分が一番大きいところと、それと先ほど申しましたように教育委員会の中でも、この評価に対しての議論を交わしています。そして外部評価の方にも御意見をいただいているというところにあります。

平井委員　次に36ページですが、取組としては３、４ですけど、目標指標の達成状況としては、５が一つあって、あと全部１じゃないですか。これを見ると、結局やった意味があるのかということにならないかなって私は思うんですけど。数値化しているからこういうふうになるのでしょうけど。

教総課長　この分に関しては、この上位計画であります佐伯市の全体の計画、総合計画の分にも、やはりこの指標に対する分のですね、実際の定量的なものというのと、ちょっとこう出てきます。取組は行ったけど、どうしてもやはり成果が出ないっていうときはどうしてもあります。実際成果は出てはいないが、取組自体はいろいろと行っています。そういうときに関して、この評価を与えているというような形になるので、結果としてどうしても出てこないというときはいろいろな事業を取り組む中でありますので、その取り組んだことは、昨年に比べてとかいうところもありますので、その分については評価をつけさせていただいているというような形になります。

平井委員　それと、見て驚いたのは教職員の残業時間。結果として、ものすごく評価が低いですよね。だから、これ大変な問題じゃないかというような気がしたんですけど。要するに残業が多いということなんでしょうけど、その辺どうなっているのか。ちょっと気になったのですが。

教育部長　外部評価委員からも、全体において、基準年度が令和３年度ということで、コロナ禍での数字を基にしているのでやっぱり影響があったのではないかという御指摘をいただきました。確かに、コロナ禍で社会教育とか体育とかの部分で、人を集めたり、集客とか、人数をカウントする部分においては、やはりコロナ禍での比較みたいなところになっているので、特殊だったなというところであります。この学力のところについても、令和３年度のところがちょうど一番成績がよかったので、そこのところを基準にしたがために、ちょっと下がってきているというところになっています。基準値を決めるところについては、より慎重にならざるをえないのかなと。これがもう５年間ずっと引っ張られる形になります。

学教課長　時間外の勤務のところですが、全体的に見ると年々超勤時間というのは減っている状況にあります。例えば大分市とかは、６時半とかに学校を締め出される、強制的に退去というか、この時間までしかおりませんというようなところで、土日も学校に入れない、もう鍵を持たせないというような対応をしているところがあります。

佐伯市は、そこまでの制限はかけてはいないんですけど、声かけをしながら、何時までには帰りましょうということでやっているところで、今、年々この超勤時間というのは減っている状況で、確実に成果は出てきているというところです。

ただ中学校がどうしても部活動の指導というのは、放課後の時間であったり、休日にも入ってくる。これが、部活の地域移行が進めば、小学校並みの時間に下がってくるようになるというふうに考えているところであります。

64 ページの小学校が 24 時間 32 分、中学校が 32 時間 13 分といったところですが、これを全国的に見ると数値としては、やや低い数値になっていると思います。過去にいろいろな工夫をしながら、取り組んでいまして、やりがいを感じている教員という数は、結構高いのではないかというふうに感じております。これについても、引き続きしっかりと対応を進めていきたいと考えております。

山口委員　柳井課長の話の中で、出退勤を完全にシャットアウトするというやり方、銀行などが実施しているんですよね。銀行、パソコンを一人一人持たされるので、パソコンの稼働時間で就業時間が限られているんです。銀行で何が問題となっているかというと、会計業務やいわゆる接客業務でスキルの差が発生するんですよね。時間内にできる人、できない人ということで、やっぱりスキルの差が出てくるんです。でも、今言うように完全にパソコンの稼働でチェックされて、なおかつコンプライアンスでデータも持ち出せないので、それでメンタルがやられて、銀行が今それで困っているということもあるので、そこが難しいところですよね。全てを時間で管理

すると、スキルの差がどうしてもでてしまう。そういう側面もあるということで。

学教課長　ありがとうございます。実際に大分市とかで、学校を締め出されて、結局持ち帰りで仕事をせざるをえないような状況が生じていたり、そして、個人情報を持ち出すような可能性も生まれてしまうというようなところも心配があります。とにかく今、学校では、できるだけ時間内に終わるようにというところで、教職員が仕事ができる時間を確保するような取組など、本当に様々な工夫をしながらやっているところであります。またこちらでシステム的に軽減できるところも、まだまだあるというふうに感じていますので、そこはまた引き続きしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

教育長　65ページは、1年間の時間外が360時間以内なんですよ。360時間というと月で割ると30時間。月に30時間というと、22、23日勤務で1時間ちょっとの超勤なんです。1時間ちょっとの超勤をする教職員がもう半分までいっていないということで、実はここのところは、学校はよく頑張っている。教育委員会としては今、月45時間を超えてはいけんぞというところに力を入れていて、そこの率もかなり下がってきているので、いよいよこれからこの360時間月30時間、1日1時間ちょっと、この時間も学校残るなというところに舵を切ろうかと思っています。目標値が80%ではかなり難しいかと、大分市みたいに締め出さないと難しいなと思っているところで、状況としてはそう悪くはないと思うんですけど、先ほど部長が言った基準値が令和3年度、コロナのときでもう帰れ、帰れというときが基準値となっていますので、ちょっと厳しいところです。

教育長　ほかにありますか。
それでは議案第39号の承認についてお諮りいたします。議案第39号について提案のとおり承認でよろしいでしょうか。

各委員　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　議案第39号については、提案どおり承認といたします。

【報　告】
報告第3号　佐伯市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

報告第3号　佐伯市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

教育長　それでは次に臨時代理処分の報告を行います。報告第3号佐伯市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について、安部教育総務課長が説明します。

教総課長　報告第3号佐伯市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について、

御説明いたします。この報告は、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第３条第１項の規定により、令和７年７月30日に教育長が臨時に代理し、処分したので、同条第２項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由については、部活動の地域展開により地域クラブが活動場所として学校の体育館及び武道場を使用する際、改正前の規定では、平日においては午後６時から午後 10 時までしか開放できなかったため、長期休業中の平日の日中においても使用ができるようにし、あわせて、原則、午前９時から午後10時までを開放する時間としていますが、教育委員会が必要があるときは、開放する時間を変更することができるように改正を行ったものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。この新旧対照表は、右半分が改正前の規定で、左半分が改正後の規定となっています。第２条に、第２項として、「前項の規定にかかわらず、佐伯市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、開放する時間を変更することができる。」を加えています。続いて、第３条中の「佐伯市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改めています。次に、別表校庭の項において、校庭の次に「、体育館及び武道場」を加え、同表の体育館の項及び武道場の項を削っています。

以上で報告を終わります。

教育長　　それでは審議を行います。御質問等ありますでしょうか。

教育長　　よろしいですか。

それでは、報告第３号の承認についてお諮りいたします。報告第３号について原案のとおり承認でよろしいでしょうか。

各委員　　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　　報告第３号については、原案のとおり承認します。

報告事項等

・令和７年度全国学力・学習状況調査結果概況及び令和７年度大分県学力定着状況調査結果概況について
・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長　　これで令和７年第７回教育委員会会議を閉会します。

終了 17 時 25 分